

○寄附行為

(学校法人 大乘淑徳学園)

改正

追録第 52 号 追録第 55 号 追録第 56 号

## 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、学校法人大乘淑徳学園と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を東京都板橋区前野町五丁目 5 番 2 号に置く。

## 第 2 章 目的及び設置する学校

(目的)

第 3 条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い私立学校及び私立各種学校を設置し、大乘仏教精神に基づく教育を行い、人と社会と自然との共生を旨とする社会に有為な人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第 4 条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

(1) 淑徳大学

大学院

総合福祉研究科  
看護学研究科

総合福祉学部

社会福祉学科  
教育福祉学科  
実践心理学科

コミュニティ政策学部

コミュニティ政策学科

経営学部

経営学科  
観光経営学科

教育学部

こども教育学科

看護栄養学部

看護学科  
栄養学科

人文学部

表現学科  
歴史学科

- |               |       |                 |
|---------------|-------|-----------------|
| (2) 淑徳大学短期大学部 |       | 健康福祉学科<br>こども学科 |
| (3) 淑徳高等学校    | 全日制課程 | 普通科             |
| (4) 淑徳与野高等学校  | 全日制課程 | 普通科             |
| (5) 淑徳巣鴨高等学校  | 全日制課程 | 普通科             |
| (6) 淑徳中学校     |       |                 |
| (7) 淑徳与野中学校   |       |                 |
| (8) 淑徳巣鴨中学校   |       |                 |
| (9) 淑徳小学校     |       |                 |
| (10) 淑徳幼稚園    |       |                 |
| (11) 淑徳与野幼稚園  |       |                 |
| (12) 淑徳日本語学校  |       |                 |

### 第3章 総長

(総長)

第5条 この法人に、総長を置くことができる。

- 2 総長は、この法人の設置する学校の教学を統括する。
- 3 総長は、理事の中から、評議員会の意見を聞いて理事会で選任する。
- 4 総長が理事の職を退いたときは、総長の職を失うものとする。

### 第4章 役員及び理事会

(役員)

第6条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 9人以上16人以内
- (2) 監事 2人又は3人

(理事の選任)

第7条 理事は、次の各号に掲げる者とし、理事会において選任する。

- (1) この法人の設置する学校の学長、校長、園長のうちから 2人又は3人
  - (2) 評議員(ただし、第1号により理事に選任された者を除く。)のうちから 3人以上5人以内
  - (3) 学識経験者 4人以上8人以内
- 2 前項第2号に規定する理事を選任するにあたっては、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。
  - 3 第1項第1号及び第2号により選任された理事は、学長、校長、園長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第8条 監事は、この法人の理事、教職員又は評議員以外の者であって、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

(監事の職務)

第9条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること
  - (3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること
  - (4) 第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること
  - (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して、その理由を示して評議員会の招集を請求すること
  - (6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること
- (役員任期)

第10条 役員任期は、4年(就任の日を起算日とする。)とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、他の現任役員残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。この場合、後任役員任期は、前任者の任期満了の翌日から起算する。

(役員補充)

第11条 理事又は監事のうち、その定数の五分之一を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第11条の2 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の四分之三以上出席した理事会において、理事総数の四分之三以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 役員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(理事会)

第12条 この法人に、理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の過半数の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合は、その請求があった日から14日以内にこれを招集しなければならない。
- 5 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 6 理事会は、理事総数の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することができない。ただし、付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 7 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決する。ただし可否同数のときは、議長が決する。
- 8 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の決定に加わることはできない。この場合、理事会の同意を得たときは、会議に出席して意見を述べることができる。

(業務の決定の委任)

第13条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(理事長)

第14条 理事のうち1人を理事長とし、理事会において理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

(理事長の職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(理事の代表権の制限)

第16条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第17条 理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した理事が、その職務を代理し、又はその職務を行う。

(常務理事)

第18条 理事長は、理事会の意見を聞いて、理事のうちから2人以内の者を、常務理事に選任することができる。常務理事の職を解任するときも、同様とする。

(常務理事の職務)

第19条 常務理事は、理事長を補佐し、理事長より委任された業務を分掌する。

## 第5章 評議員及び評議員会

(評議員の定数及び選任)

第20条 この法人に、評議員22人以上38人以内を置く。

2 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の設置する学校の学長、校長、園長及び法人本部事務局長  
ただし、兼任する学校の学長、校長、園長及び法人本部事務局長は、定数からこれを減ずるものとする。
- (2) この法人の教職員のうちから理事会において選任した者 3人以上10人以内
- (3) この法人の設置する学校(以前に設置した学校を含む。)の卒業生で年令25才以上の者のうちから理事会において選任した者 3人以上7人以内
- (4) この法人の功労者又は学識経験者で理事会において選任した者 3人以上8人以内

3 前項第1号及び第2号の評議員は、学長、校長、園長及び法人本部事務局長又は教職員の職を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(評議員の任期)

第21条 第10条の規定は評議員(前条第2項第1号の評議員を除く。)の任期について準用する。この場合において、「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の解任及び退任)

第21条の2 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員会の同意を得て、理事会において、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(評議員会)

第22条 この法人に、評議員をもって組織する評議員会を置く。

2 評議員会は理事長が招集する。

3 理事長は、評議員総数の三分の一以上の評議員から、会議に付議すべき事項を示して、評議員会の招集を請求された場合は、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

4 評議員会に議長を置き開催の都度、出席した評議員の互選により選出する。

5 評議員会は、評議員総数の過半数の評議員が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

6 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることはできない。

(諮問事項)

第23条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 予算、借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び重要な資産の処分
- (2) 事業計画
- (3) 寄附行為の変更及び寄附行為の施行規則に関する事項
- (4) 合併
- (5) 第35条第1項第1号及び第2号に掲げる場合の解散及び残余財産の帰属者の選定
- (6) 予算外の重要な義務の負担又は権利の放棄
- (7) 学校、学部、学科、大学院、課程等の設置、改廃
- (8) 寄附金品及び学園債の募集に関する事項
- (9) その他この法人の業務に関する重要事項で理事長において、必要と認めた事項(評議員会の意見具申等)

第24条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

#### 第6章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第25条 この法人に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、功労者又は学識経験者から理事会において選任する。
- 3 相談役は、理事会に出席して意見を述べることができる。
- 4 顧問は、理事長の諮問に応じ、この法人の重要な事務の決定について意見を述べることができる。

#### 第7章 資産及び会計

(資産)

第26条 この法人の資産は、財産目録記載の通りとする。

(資産の区分)

第27条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 寄附金品は、寄附者の指定がある場合は、その指定に従い、基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産処分の制限)

第28条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事総数の三分の二以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第29条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な金融機関に預金若しくは信託し、又は確実な有価証券を購入し、理事長がこれを保管する。

(経費の支弁)

第30条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産及び運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第31条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとし、会計処理は、学校法人会計基準による。

(予算及び事業計画)

第32条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に理事長が編成し、理事会において、出席した理事の三分の二以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第33条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において、出席した理事の三分の二以上の議決を得なければならない。借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)についても同様とする。

(決算及び実績の報告)

第34条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第34条の2 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2 この法人は前項の書類及び第9条第3号の監査報告書を各事務所に備えて置き、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(資産総額の変更登記)

第34条の3 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

(解散)

第 35 条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の三分の二以上の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の三分の二以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第 1 号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第 2 号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第 36 条 この法人が解散した場合(合併及び破産によって解散した場合を除く。)における残余財産は、解散のときにおける理事会において、出席した理事の三分の二以上の議決により選定した学校法人、その他教育事業を行う公益法人に帰属する。

(合併)

第 37 条 この法人が合併しようとするときは、理事会において、理事総数の三分の二以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

#### 第 8 章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第 38 条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において、出席した理事の三分の二以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において、出席した理事の三分の二以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

#### 第 9 章 雑則

(公告の方法)

第 39 条 この法人の公告は、法人事務所の掲示板に掲示して行う。

(施行規則)

第 40 条 この寄附行為についての施行規則は、理事会において定める。

#### 附 則

1 この法人が、財団法人大乘淑徳学園から学校法人大乘淑徳学園に組織変更した当初の役員は、次に掲げる通りとする。

理事 長谷川 良信

同 山本 貫瑞

同 長谷川 よし子



同 里見 達雄  
同 湯地 孝  
同 渡辺 真海  
監事 新谷 寛応  
同 小早川 喜代作

2 この寄附行為は、昭和 26 年 3 月 6 日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、昭和 28 年 7 月 31 日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、昭和 30 年 3 月 7 日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、昭和 38 年 4 月 26 日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、昭和 39 年 1 月 28 日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、昭和 40 年 1 月 25 日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、昭和 44 年 3 月 11 日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、昭和 44 年 3 月 17 日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、昭和 45 年 1 月 19 日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、昭和 46 年 10 月 9 日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、昭和 47 年 7 月 27 日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、昭和47年9月18日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、昭和47年12月11日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、昭和53年5月1日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、昭和53年7月18日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、昭和54年8月22日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、昭和56年3月26日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、昭和60年10月2日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、昭和61年12月23日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、平成元年3月17日から施行する。

附 則

(施行期日)

平成3年12月20日 文部大臣認可のこの寄附行為は平成4年4月1日から施行する。

(淑徳大学社会福祉学部社会福祉学科の存続に関する経過措置)

淑徳大学社会福祉学部社会福祉学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、平成4年3月31日に当該学部学科に在学する者が当該学部学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

(施行期日)

平成4年9月25日文科大臣認可のこの寄附行為は、平成5年4月1日から施行する。

(保育専門課程の存続に関する経過措置)

保育専門課程は、改正後の寄附行為第4条第十号の規程にかかわらず、平成5年3月31日に当該専門課程に在学する者が当該専門課程に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

(施行期日)

平成6年3月31日文科大臣認可のこの寄附行為は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

平成6年12月27日文科大臣認可のこの寄附行為は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

平成7年6月29日文科大臣認可のこの寄附行為は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

平成7年12月22日文科大臣認可のこの寄附行為は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

平成9年12月25日文科大臣認可のこの寄附行為は、平成10年4月1日から施行する。

(淑徳大学大学院社会福祉学研究科の存続に関する経過措置)

淑徳大学大学院社会福祉学研究科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、平成10年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、文部大臣認可の日(平成10年8月14日)から施行する。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、文部大臣認可の日(平成11年3月29日)から施行する。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、文部大臣認可の日(平成12年3月24日)から施行する。

附 則

(施行期日)

平成11年12月22日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、文部大臣認可の日(平成12年6月9日)から施行する。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、文部大臣認可の日(平成12年8月15日)から施行する。

附 則

(施行期日)

平成12年10月26日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

平成14年5月29日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

平成16年2月16日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

平成 17 年 3 月 31 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(淑徳大学大学院社会学研究科及び淑徳大学社会学部の存続に関する経過措置)

淑徳大学大学院社会学研究科及び淑徳大学社会学部は、改正後の寄附行為第 4 条第 1 号の規定にかかわらず、平成 17 年 3 月 31 日に当該研究科及び当該学部 に在学する者が当該研究科及び当該学部 に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(淑徳大学心理学科及び社会学科の存続に関する経過措置)

淑徳大学心理学科及び社会学科は、改正後の寄附行為第 4 条第 1 号の規定にかかわらず、平成 18 年 3 月 31 日に当該学科 に在学する者が当該学科 に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

(施行期日)

平成 18 年 11 月 30 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日(平成 19 年 11 月 12 日)から施行する。

附 則

(施行期日)

平成 20 年 12 月 24 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

平成 21 年 3 月 25 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、平成 21 年 5 月 29 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

平成 23 年 10 月 24 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(淑徳大学看護学部の存続に関する経過措置)

淑徳大学看護学部は、改正後の寄附行為第 4 条第 1 号の規定にかかわらず、平成 24 年 3 月 31 日に当該学部に在学する者が当該学部に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日(平成24年7月3日)から施行する。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、平成25年1月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、平成26年4月1日から施行する。

(淑徳短期大学の存続に関する経過措置)

淑徳短期大学は、改正後の寄附行為第4条第2号の規定にかかわらず、平成26年3月31日に当該短期大学に在学する者が当該短期大学に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

(淑徳短期大学社会福祉学科の存続に関する経過措置)

淑徳短期大学社会福祉学科は、改正後の寄附行為第4条第2号の規定にかかわらず、平成26年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、平成26年9月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、平成27年6月16日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成27年8月31日)から施行する。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、平成 28 年 5 月 24 日から施行する。

附 則(追録第 52 号)

この寄附行為は、平成 29 年 5 月 25 日から施行する。

附 則(追録第 55 号)

平成 30 年 1 月 24 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(追録第 56 号)

この寄附行為は、平成 30 年 5 月 24 日から施行する。